

「苓北町」が実施している

「医療費助成事業」の助成内容変更について（お知らせ）

■ 重度心身障がい者医療費助成事業の自己負担額

※改正前後比較表参照

自己負担額	
改正前	改正後 (令和6年8月診療分から)
・入院:1 医療機関毎に月 2,040 円を上限 ・外来:1 医療機関・薬局及び訪問看護 ステーション毎に月 1,020 円を上限	・入院:1 医療機関毎に月 2,000 円を上限 ・外来:1 医療機関・薬局及び訪問看護 ステーション毎に月 1,000 円を上限

■ 助成事業の変更時期

令和6年8月診療分から

■ その他

(1) 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容(対象年齢、自己負担等)が異なりますので、窓口において受給者証の提示を受けた場合は必ず記載内容の確認をお願いいたします。

(2) 助成内容の変更に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう必要に応じて変更等をお願いいたします。